

県議会 12 月定例議会一般質問から

-2007.12.15-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

農業政策について

まず米の生産調整と米価格の下落対策について

長野県の水田面積は 57,600ha で、総耕地面積の 50.7% を占め、生産額は 540 億円で、県農業総生産額の約 20% に当たります。

耕地面積の 50% 以上を占める水田は基幹作物として米を位置づけなければなりません。

本年の米の価格は前年比 8%~10% の大幅な低下となり、その要因は前年比 24 万t 収穫量が増えたこと、消費が減退し需給バランスが大きく崩れたことにあります。

収穫量が増えた要因は、作況指数が前年より高かったこと、過剰作付面積が年々増加している為です。

全国の過剰作付面積は 7 万 1,748ha で、33 府県が生産調整未達成です。

そのうち長野県は 2,115ha が過剰作付けで、面積率で 6.3% と過剰面積、率ともに全国 11 番目に多い結果となっています。

12 月 5 日平成 20 年産米について都道府県別に生産数量、作付面積が配分され、長野県へは 20 万 6,910t、3 万 3,210ha、転作率 33.2% の配分となり、県間調整で削減した県には 1t 当たり 8 万円を産地づくり交付金に加算する方針も示されました。

平成 19 年産米について生産目標数量をオーバーした県内市町村数はどの位か、また、長野県のペナルティ分の数量はどの位か。

また、国では生産者団体が主体となって実施して来た生産調整は、行政が主体となって進めることになりましたが、市町村間調整や県間調整など、生産調整達成について県の主導的対応が求められています。

長野県の実産調整目標面積が達成されなかったペナルティは、生産調整を実施した農家にも一律的にペナルティが嫁せられる矛盾があります。

目標を達成すると同時に、転作田に何を作付けするかであります。

長野県の農産加工品の県内産利用率は、27%と全国最低です。大豆の県内産利用率は 6%など、農産物加工業者からは、大豆、ソバを筆頭に、長野県産使用要望が強く出されている実態があります。

また、原油急騰によるバイオエタノールの生産は、地球温暖化防止策とともに注目されています。水田のもつ機能をそのまま活用し、多収穫米を栽培し、エタノール化する方式は既に新潟県が大型プラントを設置し稼働しています。

湿田で米しか栽培出来ない水田と、大豆やソバが作付け出来る水田など、利用区分しながら転作を誘導し、家畜用飼料稲とともに市町村が取り組みやすい方策を、県としてプロジェクトチームを設置し、新たな方向を出すべきと思う。

新年度予算編成に関わる農業振興計画実現初年度は、どのような事業を重点的に行うのか、米の転作に当たっては、国からの産地づくり交付金本年度 18 億円の有効的利用が重要で、市町村と連携をとり、むしろ県が広域的に指導力を発揮しないと成果が上がらないのではないかと思う。

BSE 全頭検査について

9 月定例会で質問を致しましたが、答弁は、20ヶ月齢以下の BSE 検査への対応は、県民の安全

性に対する理解の浸透状況を見ながら、慎重に判断したいとするものであります。

県民の理解とともに信州牛としてのブランドをどのように全国へ発信するか、既に、北海道・鳥取・三重・鹿児島・宮崎などは、全頭検査を表明しています。

消費者の安全性の判断基準は、まず全頭検査ではないかとの決断であると思います。

信州牛の生産を担当する農政部、ブランドとして位置付けている商工部、検査をする衛生部は全頭検査実施についてどのように考えているのか。

11月14日、全国都道府県知事会議の席で村井知事は、全頭検査はナンセンスな検査であるとの発言をしていますが、同席された北海道を始めとする5つの道県が、全頭検査を継続していく方向を決定又は表明していることについて、どのように感じているか、また北海道では生産者、消費者、流通関係者、学識経験者等による意見交換会によって決定されたとしていますが、長野県の全頭検査を継続するかどうかについての決定はどのようなプロセスをもってされるか

森林づくり県民税について

災害防止や温暖化対策などの観点から森林整備は現状からして緊急な課題であり、私は森林税導入に賛成です。同時にその必要性や、しくみを県民に議員として明らかにすることこそ必要であると思います。

新しく導入する税でありますから、県民や市町村、林業関係者によく理解されなければその成果は上がらないものと思います。

平成19年度の森林整備費は約47億円ですが、この整備費は平成20年度も確保し、その上乗せ分として森林税をあてていくと言うことで良いか、また、森林や林業の将来像についてどのように描いていくか

平成20年度予算編成方針によると、各部局は聖域なき10%カットの方針を出しています。森林税導入に当たっては、昨年並みの森林整備費47億円は確保すると言われていましたが、その10%、4億7000万円は林務部の他の事業から大幅にカットしないと全体的に10%カットの予算要求にな

らないわけで、そうなると森林税の対象とならない林道整備や、公共県単整備事業予算が大幅に削減され、林道整備が進まないと森林整備に影響が出ると思う。

森林整備がより効果的に、効率的に進めていくには、市町村や関係する団体が取り組みやすい方法でないと、利用者も携わる直接職員も戸惑いがあるとは思いません。

平成 19 年度並の森林整備予算は、確保するとの答弁でありましたが、平成 19 年度の補助率は、国 51%、県 19%、合計 70%です。

市町村は上乗せ補助として、0%～30%までの補助をしています。これを 1 階部分としますと、新たな森林税を当てる 2 階部分の補助率は、国、県で何%になるのか、市町村は 2 階部分に上乗せする財源がないわけです。

1 階部分と、2 階部分の整合をどのように取っていくのか。

1 階部分は国、県で 70%プラス 0～30%市町村の上乗せ補助があり、2 階部分は 90%との答弁でしたが、当然市町村間にアンバランスが生ずると同時に同一市町村であっても、1 階部分の事業を使って行う森林整備と、二階部分を使って行う整備の個人負担に差が出来ることとなります。

そうなると、個人負担の少ない方を選択するようになると思われるが、その整合を全県的に統一することが望ましいと思う

森林税を徴収するについて、平成 20 年度から平成 24 年度までの森林整備面積 13,400haを整備するに必要な経費は、国の財源を有効活用し平成 19 年度並の予算を確保する中で不足する 5～6 億円を森林税として、県民税均等割りに一律 500 円の超過課税とした間伐面積の根拠がありますが、本定例会に上提されている中期総合計画の策定について、達成目標数値は、対象外としているが、森林間伐面積は、積算根拠の数字として達成しなければならないと思う。県内に住所を有しない不在村森林所有者の把握は出来ているか、また、不在村者は課税対象とならないが、この人達が森林整備の補助を受けて整備した場合の対応はどうなるのか。

県民会議と地域会議は、地域ニーズを集約し事業実施後の成果の検証を行うとしていますが、地域ニーズを集約することと事業実施後の成果の検証をすることは、専門性や技術的に卓越して

いる人が当たるべきで、地域ニーズの集約とは違った人が当たった方が良いのではないかと思う。

事業を決めた人が後の検証をするのはどうかと思う。

この他に教育委員会に属する審議会の開催について、障害者用駐車場「利用証」発行について質問しましたが、二分し一カ月後に提示します。

答弁については県議会のホームページをご覧ください。